

男女共同参画会議・影響調査専門調査会
「ライフスタイルの選択と税制・社会保障制度・
雇用システム」
に関する中間報告

平成 14 年 4 月

男女共同参画会議・影響調査専門調査会
「ライフスタイルの選択と税制・社会保障制度・雇用システム」
に関する中間報告
目次

序説 - 本調査の趣旨と背景	1
(高度経済成長と都市化・雇用者化・小家族化の進展)	1
(役割分担と制度・慣行の形成)	1
(社会経済情勢の変化)	1
(制度・慣行のライフスタイルとの不適合の拡大)	1
(家庭と地域社会の変化)	2
(中立性確保の意義)	2
(中立性確保は家族の結びつきを一層薄弱にし、 少子化傾向を促進するか)	3
(中間報告の趣旨と内容)	3
 現状	
1．生涯の段階毎に見た税制・社会保障制度・雇用システムの現状	4
1) 就業	4
雇用・処遇の現状	4
税制・社会保障制度との関係	5
2) 結婚	5
3) 出産・子育て	6
退職するケース	6
就業を継続するケース	7
4) 再就業	8
再就業時の雇用処遇の現状	8
税制、年金、医療保険、家族手当等と年収・労働時間調整問題	8
ア．税制	8
イ．年金、医療保険等	9
ウ．雇用保険等	11
エ．企業の家族手当等	11
(囲み「雇用システムに関するアンケート調査結果の概要」)	12
オ．全体的評価	14
5) 失業	14

6) 引退	15
7) 配偶者の死亡	15
8) 離婚	16
2. 生涯可処分所得の推計	16
女性の生涯可処分所得	17
世帯の生涯可処分所得	17
施策等の方向	
1. ライフスタイルの選択等に中立的な税制・社会保障制度・雇用システムの基本的な考え方	18
1) 制度・慣行と中立性	18
2) 就業の選択に中立的な税制・社会保障制度へ	18
3) 良好でより自由な選択が可能な労働形態を提供する雇用システムへ	18
4) 将来的なセーフティネット整備の考え方	19
2. 税制・社会保障制度等改革の具体的方向	19
1) 税制	19
2) 社会保障制度	20
公的年金	20
ア. 就業への中立性	20
イ. 厚生年金の改善	21
(適用拡大)	21
(加入の魅力の増加)	21
ウ. 第3号被保険者制度の見直し	22
エ. 離別と公的年金	23
健康保険、介護保険	23
雇用保険	23
3) 企業の家族手当等	23
3. 雇用システムの将来的方向	24
1) これまでの問題と変化の動き	24
2) 「日本的雇用慣行」の変化の兆し	25

変化の動き	2 5
今後の動向	2 5
3) ワークシェアリング	2 6
ワークシェアリングの様々なタイプ・欧州の場合	2 6
オランダの状況	2 7
スウェーデンの状況	2 7
4) 良好で多様な労働形態の実現に向けて	2 8
おわりに	2 8

平成 11 年 6 月に男女共同参画社会基本法が成立し、基本理念の一つとして第 4 条に、「社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない」とされた。また、第 15 条では、「国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない」と定めている。すなわち、直接的に男女共同参画社会の形成の促進に係る施策を策定・実施することはもとより、結果的に男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定及び実施するに当たり、男女共同参画社会の形成に配慮することが求められているのである。さらに、第 18 条では、「国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究」等を推進するように努めることが規定されている。

平成 12 年 12 月に政府が策定した男女共同参画基本計画では、「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革」において、まず「政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査の実施」が掲げられ、「政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査」を「男女共同参画影響調査」と称することとされた。また、「個人のライフスタイルの選択に中立的な社会制度の検討」として、「税制、社会保障制度、賃金制度等、女性の就業を始めとするライフスタイルの選択に大きなかわりを持つ諸制度・慣行について、様々な世帯形態間の公平性や諸外国の動向等にも配慮しつつ、個人のライフスタイルの選択に対する中立性等の観点から総合的に検討する」とされている。

平成 13 年 1 月に発足した男女共同参画会議は、男女共同参画社会の形成に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項の調査審議を行うほか、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視や、政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響の調査、すなわち男女共同参画影響調査を行うものである。本影響調査専門調査会は、男女共同参画会議の下に設けられた 4 つの専門調査会の一つであり、女性のライフスタイル等の選択に影響が大きい税制、社会保障制度、雇用システムなどの制度等について、重点的に男女共同参画影響調査を行っている。このたび、中間的な報告を行うこととした。本報告を手がかりとして、各方面で、女性のライフスタイルの選択等に中立的な税制・社会保障制度・雇用システムについての議論が進展することを期待する。